

2-2 分収造林

単位(面積:ha)

年 森 林 管 理 次 署	総 数		設定区部分林		旧慣部分林		学校分収造林		各種記念分収造林		林業構造改善分収造林		山村振興分収造林		一般分収造林	
	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積	契約件数	面積
平成 25 年 3 月 31 日	723	6,618	-	-	-	-	91	823	254	1,472	136	1,643	22	254	220	2,426
平成 26 年 3 月 31 日	723	6,616	-	-	-	-	91	821	254	1,472	136	1,643	22	253	220	2,427
平成 27 年 3 月 31 日	722	6,594	-	-	-	-	90	810	255	1,475	135	1,632	22	253	220	2,424
平成 28 年 3 月 31 日	719	6,587	-	-	-	-	90	810	255	1,475	134	1,626	22	253	218	2,423
平成 29 年 3 月 31 日	717	6,563	-	-	-	-	90	810	254	1,470	133	1,611	22	253	218	2,420
徳島	8	29							6	23					2	6
愛媛	99	794					7	57	36	176	30	412			26	149
四万十	279	1,972					28	256	102	593	44	422	1	5	104	695
嶺北	114	1,105					30	287	24	210	14	219	18	210	28	180
高知中部	39	289					6	75	18	88	5	78			10	48
安芸	109	959					15	107	38	271	26	356	3	39	27	186
(香川)	69	1,414					4	27	30	109	14	124			21	1,155

1 本表は、分収造林台帳より作成した。

2 設定区部分林は、部分林が多数複雑に存在する地方で、地域を特定してその設定を認めたものである。(明治38年)

3 旧慣部分林は、旧国有林野法施行当時、既に国有林野についての収益権利を有していた部分林を、
国有林野法によって部分林とみなしたものである。(明治32年)